

朝霞市立朝霞第三小学校いじめ防止基本方針

平成26年5月15日策定

平成29年4月26日改定

令和2年8月25日改定

令和7年4月1日改定

朝霞市立朝霞第三小学校

1 基本理念

- ・いじめは、全ての児童に関係する問題です。安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめがなくなるよう、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めます。
- ・いじめを認識しながらこれを放置することはいけないことです。全ての児童がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指します。
- ・いじめは決して許されないことです。しかし、いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得ることから、いじめは児童の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応し、100パーセントの解消を目指します。
- ・児童の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめ予防及び防止の啓発活動に取り組めます。また教育相談の充実を図ります。

2 いじめの定義と様態

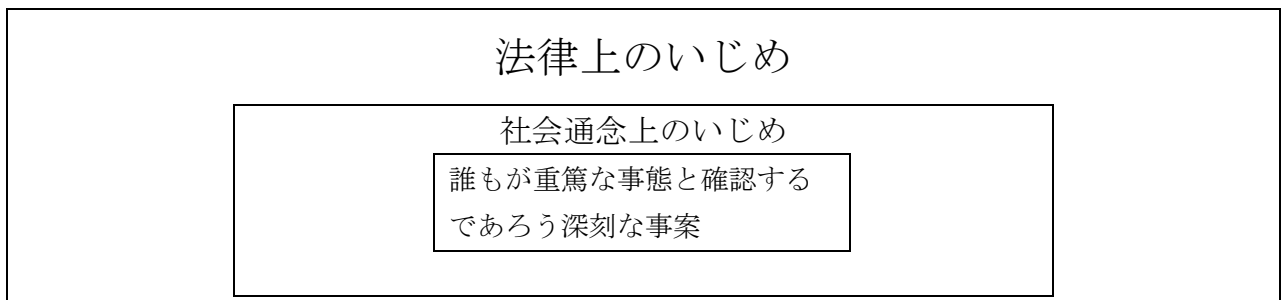
(1) 定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、下記の①～④を全て満たす事象が、法律上のいじめに該当します。

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童であること。
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること。

心理的・物理的な影響を与える行為により、対象となった児童が苦痛を感じれば、法律上のいじめに該当します。法律上のいじめは、下図に示すとおり極めて広範囲な概念であり、被害児童に寄り添ったものであると言えます。



(2) 様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン、タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※総務省の平成30年3月「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」では、いじめ認知の判断基準として「継続性があるかどうか」「集団性があるかどうか」など法の定義とは別の要素により限定的に解釈したために、いじめと認知しなかった例があるとされています。そのような判断が初期対応の遅れを招き、結果として問題を大きくしてしまうこともあります。法律上のいじめの定義を正しく理解することが大切です。

3 重大事態への対処について

【重大事態とは】

いじめの防止対策推進法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○第1号「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

例・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○第2号「相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして次の対処を行う。

- 1 いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 2 校長・教頭は、いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会に報告する。

〈学校を調査主体とした場合〉

- (1) 校長・教頭は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、いじめ対策委員会を母体とした、重大事態の調査組織を設置する。
- (3) 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供する。
- (5) 校長・教頭は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえ、再発防止にむけた実効性のある必要な措置を行う。

〈教育委員会が調査主体とした場合〉

- (1) 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

4 いじめ防止等に取り組む組織体制

校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要があります。早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、教育活動全体において展開することが求められています。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。

(1) 全体会

【全教職員参加】

- ・基本方針の策定
- ・年間計画作成
- ・研修の実施
- ・情報交換

(2) いじめ防止対策委員会（年3回）

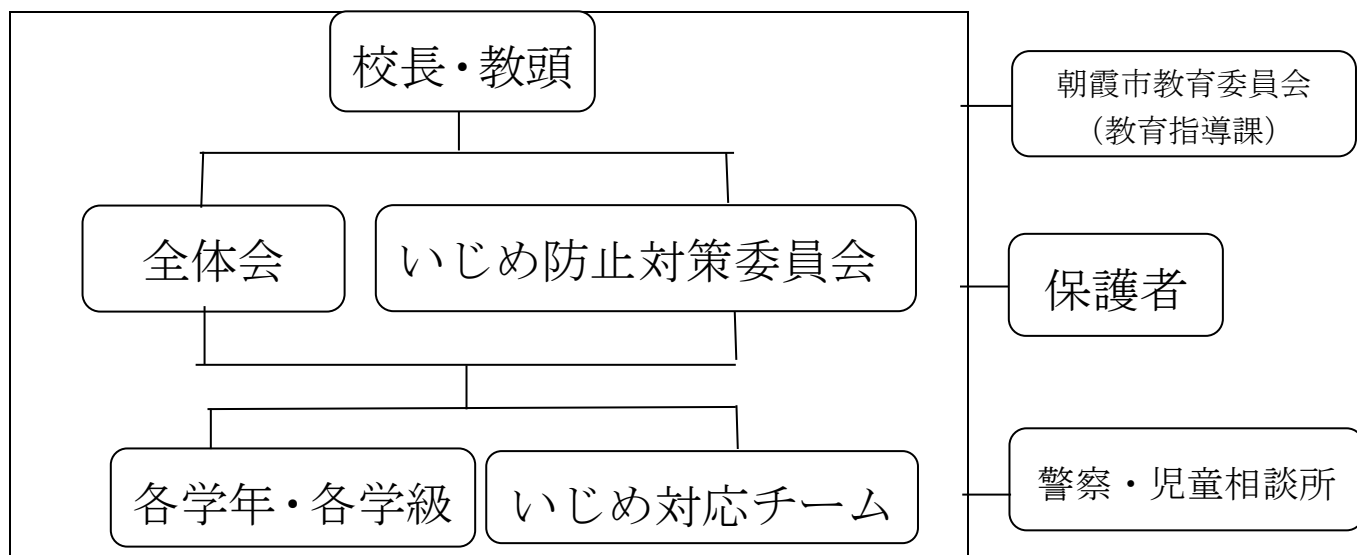
【管理職・生徒指導主任・生徒指導部員・特別支援コーディネーター・いじめ不登校対策委員・養護教諭】

- ・年間計画の作成、進捗状況の把握（作業の確認）
- ・いじめ早期発見に関する情報収集、情報共有
- ・アンケート調査内容の検討
- ・いじめ、またはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録

(3) いじめ対応チーム

【管理職・担任・学年主任・いじめ防止対策委員】

- ・早期解決を目指す。
- ・アセスメント(見立て)による指導・援助体制の共有。確立被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導、保護者対応(誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に)



5 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流の能力の素地を培う。いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童を対象にさまざまな教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 児童が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、さまざまな教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ③ 児童一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や、受容と規律を大切にした学校経営・学級経営を目指す。
- ④ いじめ防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を支援する。
- ⑤ 児童、保護者及び教職員に対して、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動等を行う。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ対策として、ネット利用ルール作り活動等の情報モラル教育を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 日常的に児童の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、その変化の把握に努める。
- ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの実施、児童との面談等を行い、いじめの早期発見に努める。
- ③ 児童及びその保護者がいじめにかかる悩みを、いつでも相談できる体制を整備する。

(3) いじめへの対処

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
1 いじめ情報のキャッチ(認知) 2 報告 ・憶測を入れずに事実(ささいなことでも)を報告 1日目に対応(その日に)	担任 ← 教職員・保護者・地域 情報 担任 → 学年主任 ↓ 報告 管理職 ↓ 指示 担任 些細なトラブルも即指導	●小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ●訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
3 事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童生徒、教職員からの情報収集	いじめと認知、判断した場合 ↓ 報告 管理職 ↓ 指示 担任等・いじめ対応チーム・方針決定 ↓ いじめをやめさせる・事情聴取(双方) 被害者 ↔ 加害者 ↓ 情報の突合せ・報告 担任・いじめ防止対策委員 ↓ 報告 管理職 ↓ 指示 担任等 → いじめ防止対策委員 ↓ 連絡 ↓ 連絡 加害者の保護者へ 「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」	●訴え、申し出に対してはその日のうちに行動する。 ●「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない。 ●場合によっては、両者を突き合わせない。 ●関係児童からも事情聴取を行う。 ●管理職のリーダーシップを発揮する。 ●面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート
4 問題状況の総合的な把握・理解	いじめ防止対策委員：資料作成、チーム・会議の招集	●事実の経過に沿って情報共有
5 いじめ対応チームの構築 ・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。 遅くとも3日目までに	いじめ対応チーム (会議①) 管理職 担任 学年主任 いじめ防止対策委員 〈目的〉 ・アセスメント(見立て)による指導・援助体制の共有・確立	●いじめを確実に止める。 ●双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。 ●必要に応じチームにはソーシャルワーカー、中学校さわやか相談員が参画する。
6 事実の究明と支援・指導	被害者、加害者、周囲の児童生徒	

(関係機関との連携)	への指導、保護者対応(誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に)	
------------	---------------------------------	--

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する必要がある。必要に応じ **PTA** や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりする。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において加害、被害児童に対して必要な教育上の指導・支援を行っているにもかかわらず、その指導・支援により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要である。担当者の窓口相談や連絡会議への参加など、情報共有体制を構築しておく。